

薩摩川内市は 市内に就職した若者の



奨学金返還を支援します

補助の対象となる方

以下のすべての要件を満たす方が対象となります

- 大学（短期大学を除く）、専修学校（高度専門士の称号が付与される専門課程に限る。）、川内職業能力開発短期大学校または川内看護専門学校を卒業した方
- 大学等の在学中に、市の指定する奨学金※1を借りていた方
- 平成28年4月以降、市内の事業者※2に正規雇用※3され、市内に勤務している方
- 市内就業時1か月前後で市内に住所を有する方
- 30歳未満の方（市内の事業者に正規雇用された時点）

※1 日本学生支援機構の奨学金、労働金庫の技能者育成資金融資など

※2 本市の区域内に事業所（本店や支店問わない）を置き、事業を営む法人または団体。
ただし、市外の大学を卒業した方は中小企業またはそれに準ずると認める法人や団体に限る。

※3 雇用期間の定めがなく、社会保険・労災保険・雇用保険に加入する雇用形態のこと

補助内容

- 補助額 前年に返還した奨学金額の2分の1（上限20万円）
- 補助期間 返還が完了するまでか、補助額の総額が200万円に達するまで

お問い合わせ先

薩摩川内市 未来政策部 企画政策課
地域デザイン・移住定住グループ

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

☎0996-23-5111（内線4853）



薩摩川内市奨学金返還支援制度

手続き

大学など卒業 → 市内居住 → 市内就職 → 奨学金返還開始

●対象の登録申込み

[手続きの時期：補助の要件を満たした後]

- ・就職後、登録申込書と添付書類を提出
(9月末日までに申し込むと翌年度から補助を受けられます)
(10月以降に申し込むと翌々年度からの補助になります)

●登録完了のお知らせ

- ・市役所から登録完了の通知が届きます

●補助金の交付申請

[手続きの時期：登録申込みを行った翌年度以降]

- ・前年度（4月から翌年3月まで）1年間に返還した奨学金等の額をもとに、補助金の交付申請（申請年度の5月～2月末まで）を行います。
- ・下記の要件を満たしていることが条件です。
 - ア 補助金申請を行う年度の4月1日時点で、引き続き本市に住所を有し、かつ、正規雇用されている方
 - イ 市税等の滞納がない方
 - ウ 他に同様の補助を受けていないこと、国及び地方公共団体の職員でないこと、暴力団員でないこと
- ・なお、市内事業者に正規雇用されてから1年以上勤務していることが要件です。

●補助金を受給

登録申込み 添付書類

- ア 登録申込書 ……市ホームページからダウンロード可能です
- イ 住民票 ……対象者本人のもので、本籍地は記載してください
- ウ 奨学金等を貸与する機関が発行する書類で、奨学金等の貸与を証明し、返還金額が記載された書類
- エ 卒業証明書または卒業証書の写し
- オ 就労証明書 ……市ホームページからダウンロード可能です

このほかにも、市内に就職した方への補助制度があります。
詳しくは、経済政策課 経済グループ（内線5752）へお問い合わせください。

※制度内容等は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

令和4年4月現在